

# パートナーシップ登録制度の手引き (南国市)

## 🌱はじめに🌱

南国市では、令和3年9月に「南国市人権を尊重するまちづくり条例」を制定しました。この条例は基本理念を定め、市民一人一人が思いやりの心を持ち、様々な立場に立って考え、お互いを理解し、多様性を認め合い、すべての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的としています。

その中の一つとして、自分の性的指向・性自認を尊重され、自分らしく生きることのできるよう、本市ではパートナーシップ登録制度を導入します。

この制度に法的効力はありませんが、性的マイノリティ「LGBTQ+」の方への社会的理解が深まり、多様性を認め合う社会、誰もが住みやすいまちの実現を目指しています。

## パートナーシップ登録制度とは～👉

本制度は性的マイノリティ「LGBTQ+」の方への支援の一環として行うもので、お互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束したお二人がパートナーシップの関係であると市に届け出ることができる制度です。

### 制度の根拠

南国市パートナーシップ登録の取扱いに関する要綱

# 1. 登録をすることができる方

①申請日において成年に達していること。

(令和4年4月1日から改正民法施行により18歳となる。)

②住所について

- ・お二人が南国市民
- ・お一人が南国市民で、もう一人は転入予定
- ・お二人とも転入予定

※転入予定の方は原則1か月以内の転入とする。

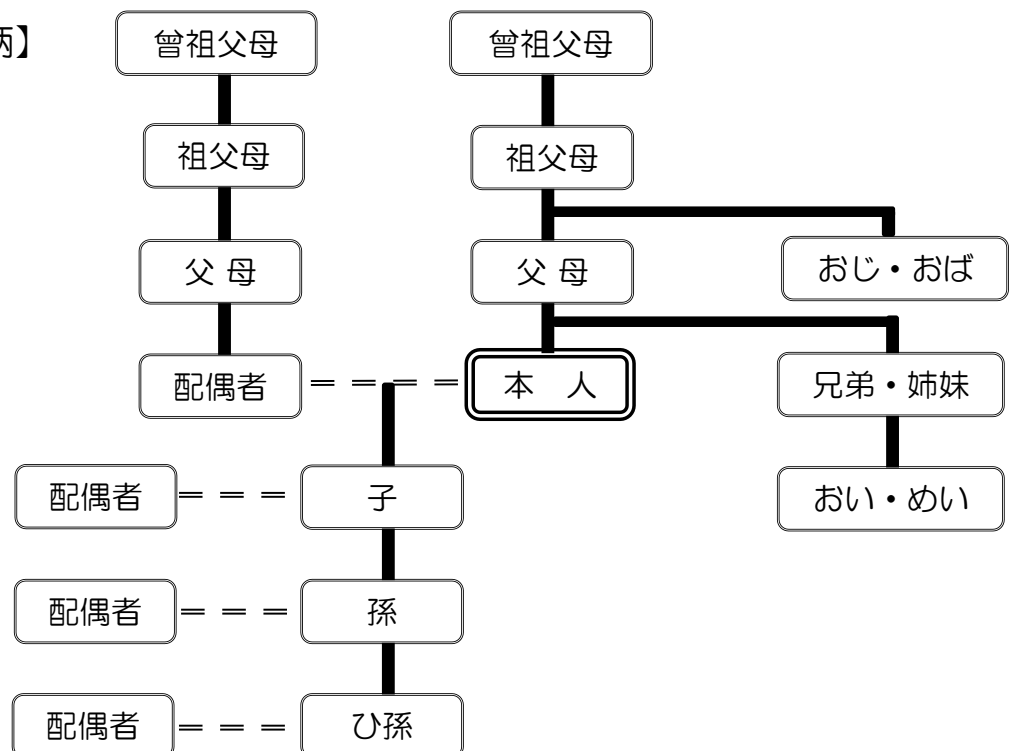
③配偶者がいないこと（事実婚を含む）

④双方が登録をしようとする相手以外にパートナーシップの関係にある者がいない、または、他の地方公共団体で実施している本制度と同様の宣言もしくは登録をしていない。

⑤双方が民法に規定されている婚姻できない続柄（近親者同士）でないこと。

※下図参照 (注) ただし近親者以外の養子縁組は除く。

【登録できない続柄】



## 2. 登録までの流れ

- ①申請日時の事前予約（申請希望日時の7日前まで）
- ・電話で申請日時の予約をご連絡ください。

<予約先> 南国市総務課じんけん係

TEL：088-864-0160

### ②パートナーシップ登録

申請

予約した日時に総務課じんけん係（中央市民館内）に来てください。  
※登録者お二人そろって必要書類を持参し申請してください。

審査

市は、内容や書類に不備や不足がないか確認します。

登録

パートナーシップ登録簿に登録し、後日、登録証と登録カードを交付します。  
※受取方法は窓口での交付または郵送での交付いずれかを選択できます。

## 3. 必要書類

①南国市パートナーシップ登録申請書（様式第1号）

②住民票の写し（一部の写し）

※南国市内に住んでいるかどうかを確認します。

③戸籍抄本または独身証明書

※配偶者がいないこと等を確認します。

④（転入予定者のみ）転入申立書または転出証明書、賃貸借契約書の写しなど

※転入予定であることを確認します。

※転入予定者は、転入後速やかに住民票の写しをご提出ください。

⑤（通称名で登録希望の方のみ）通称名の日常的使用が分かる書類  
（郵便物や社員証など）の写し

⑥本人確認書類

個人番号カード、旅券（パスポート）、運転免許証など

⑦その他市長が必要と認める書類

※必要に応じて書類の提出を求めます。

※必要書類等の取得にかかる手数料は自己負担となります。

※②～⑥については、お二人それぞれ必要です。

## 4. 登録証又は登録カードの再交付・変更・抹消・取消

### ①再交付

- ・登録証又は登録カードの紛失や棄損、破損等の事情により再発行を希望する場合

再発行申請書（様式第4号）をご提出ください。

### ②変更

- ・住所・氏名・通称名など登録した内容を変更した場合

変更がわかる書類（住民票の写しや郵便物等）を添付し、南国市パートナーシップ登録変更・抹消届（様式第5号）をご提出ください。

### ③抹消

次の項目に該当した場合は、登録を抹消します。

- ・パートナーシップが解消された場合
- ・パートナーの方が死亡した場合
- ・登録要件を満たさなくなった場合

南国市パートナーシップ登録変更・抹消届（様式第5号）をご提出ください。

### ④取消

次の項目に該当した場合は、登録を取り消します。

- ・偽りその他の不正の手段によりパートナーシップの登録を受けたことが判明した場合
- ・登録証又は登録カードの不正利用が判明した場合

登録証及び登録カードを返還してください。

## 5. Q & A

Q1	同居していないと登録できませんか？
A1	同居、別居は問いません。
Q2	婚姻との違いは何でしょうか？
A2	婚姻は民法の規定に基づき行われるもので、相続など財産上の権利や税金の控除、親族の扶養義務など様々な権利・義務が発生しますが、パートナーシップ制度は、市の要綱に基づいて行われるもので、法的な権利・義務の付与を伴うものではありません。
Q3	登録申請に費用はかかりますか？
A3	登録申請には費用は掛かりませんが、登録にかかる必要書類取得の為に費用は自己負担になります。 なお、パートナーシップ登録証明書の交付には、手数料300円がかかります。
Q4	代理人でも申請や登録カードの受取りができますか？
A4	代理人による申請や登録カードの受取りはできません。 必ず、ご本人様か、お二人でお越しください。
Q5	外国籍の人も登録できますか？
A5	登録できます。婚姻要件具備証明書（独身証明書）など配偶者がいないことが確認できる書類を日本語訳を添えてお持ちください。
Q6	外国で同性婚をしているカップルは登録できますか？
A6	日本国内では、婚姻が成立していないため、登録できます。
Q7	養子縁組をしても登録できますか？
A7	性的少数者の方の中には、同性で婚姻できないことから、養子縁組を結んで家族となっている方もいることを考慮して、登録は可能とします。 ※ただし、近親者間（「おじ・おば」、「おい・めい」）での養子縁組は除く。）